

参考資料(Q&A22, 23関係)

種別	施設区分（交付対象施設・サービス種別）	交付金額	所管課
医療施設	病院（保険医療機関に限る。）	26,000円×許可病床数	医療整備課
	3床以上の有床診療所（保険医療機関に限る。）	26,000円×許可病床数	
	2床以下の有床診療所（保険医療機関に限る。）	53,000円	
	無床診療所（保険医療機関に限る。）	53,000円	
	助産所	53,000円	
薬局	薬局（保険薬局に限る。）	53,000円	薬務水道課
高齢者福祉施設・事業所	【入所系】 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（みなし指定を除く。）、特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	12,000円×施設等の定員数	高齢福祉課
	【通所系】 小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（みなし指定を除く。）、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所	7,200円×施設等の定員数	
	【訪問系】 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（みなし指定を除く。）、訪問リハビリテーション事業所（みなし指定を除く。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所	90,000円	
障害福祉施設・事業所 ※共生型サービスを除く。	【入所系】 療養介護、施設入所支援、共同生活援助、短期入所（空床型利用事業所を除く。）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	12,000円×施設等の定員数	障害福祉課
	【通所系】 生活介護（障害者支援施設の日中活動サービスを除く。）、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス	7,200円×施設等の定員数	
	【その他】 介護サービスを提供している者を除く。 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	90,000円	

複数の施設（それぞれ上表での種別が異なる施設）を運営し、各種別ごとの支援金交付要綱に定められた対象事業者であれば、施設ごとに県の支援金を申請することが可能です。